

手数料率

甲:求人企業様 / 乙:株式会社 Structiv

当該人材紹介業務の対価として、甲が当該人材に対して交付した採用条件を通知する書面に記載された当該人材の初年度の理論年収の30%(税別)を乙に支払うものとする。

※契約によって異なる場合あり

上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝(基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当(但し、交通費は除く)＋固定残業代)×12＋(同職務同年齢者の前年実績賞与支給額)

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、(固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬)より導いた年俸額を理論年収とする。

尚、ここでいう入社とは、当該人材が正社員(試用期間中のものを含む)または契約社員として甲に勤務を開始した場合をいうものとする。